

○福井県後期高齢者医療広域連合建設工事等競争入札参加者資格名簿に関する規則

〔平成19年10月1日〕  
規則第15号

（趣旨）

第1条 この規則は、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の競争入札参加者資格名簿について、必要な事項を定める。

（競争入札参加者資格名簿について）

第2条 広域連合が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、及び設計の委託並びに物件の買入れその他管理者が定める契約（以下「建設工事等」という。）の競争入札参加者名簿については、広域連合を構成する市町の競争入札参加者資格名簿をもって準用する。

2 前項に定めるほか、広域連合長が必要と認めた場合は、官公署等の競争入札参加者資格名簿をもって準用することができる。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。